

第4回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○町長の説明	8
○報告第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○報告第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○報告第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○報告第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第74号の上程、説明、質疑、委員会付託	31
○請願・陳情について	32
○散会の宣告	32

第 2 号 (6月5日)

○議事日程	3 3
○本日の会議に付した事件	3 3
○出席議員	3 3
○欠席議員	3 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 3
○事務局職員出席者	3 3
○開議の宣告	3 4
○一般質問	3 4
角 田 真 美 君	3 4
○休会について	4 8
○散会の宣告	4 8

第 4 号 (6月10日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	5 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 0
○事務局職員出席者	5 0
○開議の宣告	5 1
○議会運営委員長報告	5 1
○議事日程の報告	5 1
○議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第77号及び議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第80号及び議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○総務文教常任委員長報告(議案第74号)及び報告に対する質疑、討論、採決	7 4
○総務文教常任委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決	7 6

○会議時間の延長	77
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	78
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について	78
○議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
○日程の追加	80
○意見書案第5号及び意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
○閉議の宣告	84
○町長挨拶	84
○閉会の宣告	85
○署名議員	87

鏡石町告示第37号

第4回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月29日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 令和2年6月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	6番	井土川	好高	君
7番	渡辺	定己	君	8番	大河原	正雄	君
9番	今泉	文克	君	11番	円谷	寛	君
12番	古川	文雄	君				

不応招議員（なし）

第 1 号

令和2年第4回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年6月4日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 報告第17号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書について
日程第 6 報告第18号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 7 報告第19号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 8 報告第20号 鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 9 報告第21号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について
日程第10 報告第22号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第11 議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12 議案第73号 郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について
日程第13 議案第74号 鏡石町新型コロナウイルス感染症経済対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第14 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者兼 出納室長	倉田知典君
農業委員会 事務局長	圓谷康誠君	農業委員会 会長	菊地榮助君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまから第4回鏡石町議会定例会を開会いたします。

ここで、会議に先立ち、岩瀬地方町村議会議長会感謝状の伝達を行います。

暫時休議いたします。

休議 午前10時00分

開議 午前10時01分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

7番、渡辺定己君。

〔議会運営委員長 渡辺定己君 登壇〕

○7番（議会運営委員長 渡辺定己君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

第4回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和2年6月4日木曜招集、日次、日、曜、会議内容の順で読み上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（古川文雄君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第4回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第4回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、昨年12月以降中国で発生した新型コロナウイルス感染症であります。現在は欧米を中心に感染者は600万人を超え、死者数も38万人と世界各国で猛威を振るっております。

日本では新規感染者数が減少傾向となり、感染拡大を防止できるレベルまで抑え込むことができたとして、5月25日には緊急事態宣言が解除されたところであります。

福島県内においては、5月5日以降新たな感染者は発生していないものの、感染拡大の第2波、第3波は必ず発生するとの認識から、新しい生活様式を意識しつつ、感染症対策が求められております。町としまして、新型コロナウイルス感染症対策については万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会につきましましては、新条例制定1件、条例の一部改正7件、農業委員の任命同意1件、令和2年度各会計補正予算2件、各繰越計算書などの報告6件、連携協約の一部変更1件、合わせまして18件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君、1番、畑幸一君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの7日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり、3か月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象。令和2年2月分、令和2年3月分、令和2年4月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日。令和2年2月分につきましては、令和2年3月25日水曜日、午前10時から午後1時15分まで。令和2年3月分につきましては、令和2年4月24日金曜日、午前9時58分から午後零時5分まで。令和2年4月分につきましては、令和2年5月25日月曜日、午前9時30分から午後4時10分まで。なお、当日、水道事業会計の決算審査を行いましたため、時間がかかっております。

3、実施場所。各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名。各月とも会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名の計4名の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続。各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納帳について、計数は正確か、預金、現金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他、通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果。検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和2年2月分、令和2年3月分、令和2年4月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（古川文雄君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

岩瀬公立病院企業団議会議員、8番、大河原正雄君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君） どうも皆さんおはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会報告をします。

令和2年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、令和2年3月26日木曜、午後3時30分開会。

議事日程第1号。

第1、副議長の選挙でありましたけれども、議長のほうから選挙ということでありましたけれども、誰も立候補をしないので、議長推選で私が副議長に選任されました。

第2、会期の決定。本日1日限りであります。

第3、会議録署名議員の指名。7番、8番、須賀川市選出議員であります。9番、私であります。

第4、議案第1号 令和元年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）。

第5、議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第6、議案第3号 令和2年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算。

なお、この3議案、全て可決、承認されております。

なお、詳しくは、お手元に配付の資料にお目通しをいただきたいと思っております。

なお、最後に、伊東企業長が3月末をもって退任をされました。

以上、報告を終わります。

○議長（古川文雄君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第4回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、6月2日、令和2年度福島県町村会定期総会で、行財政運営が総合的に充実し、その実績が他の模範となるとして、鏡石町が優良町村として表彰されました。町民各位並びに町議会のご指導、ご協力によるものであります。今後とも町政進展のため、全身全霊をかけて「進化するまちづくり」に取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願いいたします。

次に、政府が4月29日付で令和2年春の叙勲受章者を発表し、町内関係では岡ノ内在住の齋藤健治氏が旭日中綬章を受章されました。

齋藤氏は、町議会議員として通算約18年10か月の長きにわたりご活躍されました。特に平成3年5月から平成11年4月までの8年間は議長として議会運営に尽力され、町の産業、文化、福祉の向上にご貢献をいただきました。平成13年には福島県議会議員補欠選挙で初当選され、平成23年12月から平成25年11月の2年間は県議会議長として震災、原発事故直後の混乱の中、県民生活再建のため奔走されました。5期目の任期満了となる令和元年11月まで県議会議員として力を尽くされました。

同じく令和2年春の褒章では、鏡沼在住の石森君枝氏が藍綬褒章を受章されました。

石森氏は、調停員として、これまで18年間、主に離婚や家族間の問題を手がける家事調停を担当されました。また、鏡石町民生員・児童委員としてもご活躍され、平成13年12月から平成19年11月までの2期6年にわたり地域住民からの相談や子育て支援、児童健全育成活動にご尽力されました。

次に、今年2月に逝去された元鏡石町議会議員の故木原秀男氏におかれましては、令和2年2月9日付で旭日単光章を授与されました。

木原氏は、平成11年4月に鏡石町議会議員選挙において初当選され、連続6期途中の約21年にわたり在職されました。総務文教常任委員長や議会改革特別委員長を歴任する中で、平成15年5月から2年間、副議長として議長を補佐し、議会発展に貢献されました。在職中は行政区「さかい区」の設立のほか、「やすらぎとうるおいのある牧場の朝のまち地域安全条例」の制定に尽力し、今日の町自主防災組織の育成と安心な地域づくりに貢献されました。

また、長年ライフワークとされてきた鏡石町ソフトボールスポーツ少年団の指導者としても活躍され、そのご縁で始まったスポーツ少年団によります沖縄県北谷町との交流に長年携わり、両町との絆、親交にご尽力されました。

改めて、3名の方々のご功績とご労苦に対し心から感謝申し上げますとともに、お慶びを申し上げます。

さて、昨年12月以降、中国湖北省の武漢市において、新型コロナウイルス感染症の発生があり、現在は欧米を中心に世界各国で猛威を振るっております。

政府は、全国的かつ急速な蔓延による国民の生活及び経済に大きな影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと判断し、4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を5月6日までの1か月間、東京都や埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象に発令しました。

4月16日には、感染拡大が全国で続き、感染経路の不明な患者の増加や都市部以外でもクラスターが発生している状況から、大型連休期間の人の移動を最小化するなど、最低7割、

極力8割の接触を削減しなければならないとの厳しい認識の下、5月6日まで全都道府県を緊急事態宣言の対象としたところであります。

また、5月4日には、新規感染者の数が減少に転じ始めているといった一定の成果が現れ始めているものの、再度感染が拡大すれば医療提供体制へのさらなる負荷が生じる恐れがあることなどから、全ての都道府県を対象として、5月31日まで緊急事態宣言が延長されたところであります。

その後、新規感染者数が減少傾向となり、感染拡大を防止できるレベルまで抑え込むことができたとして、5月14日には39県、5月21日には3府県、5月25日には5都道県について、順次緊急事態宣言が解除されたところであります。

この間、町としては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための基本的対処方針、福島県における緊急事態措置の下、関係部局での情報共有と連携を図り、対策を進めてきたところです。感染防止については、町長メッセージ、防災無線の広報、ホームページなどにより、不要不急の外出自粛、手洗いや咳エチケットの徹底、3密の回避などについて機会を捉えての発信、学校の臨時休校、公共施設の休館、町主催のイベントの中止などの取組により、町民の皆様にご協力をいただいていたところです。

また、5月15日には、全世帯へ不織布マスク10枚を郵送したところであり、5月22日からは、現在妊娠中または今後母子手帳を交付する妊婦に対して、1人につき不織布マスク50枚の配布を始めたところであります。

町独自の経済支援として、4月には、消費活動自粛に伴う売上げの急減により経済的打撃を受けた町内の店舗等に対して、今後の運転経費の一部を給付し事業継続を促すため、事業継続緊急支援給付金として10万円の交付を決定し、商工会を通して5月1日には34事業者に対して交付したところです。

また、50%以上の甚大な売上げ減の事業所につきましては、商工会員限定としておりましたが、町内の状況を鑑みまして、この限定を解除して、商工会員以外でも要件対象者であれば受給できるように対象者を拡充しております。今月3日現在、105件の申請を受け付けております。内訳は飲食業関係が31件、小売業、サービス業関係が60件、その他14件でありました。第2弾として、5月から7月までの間で一月の売上げが急激に減少した事業者に対して、さきの給付事業とは別に、さらに10万円を給付していきたいと考えております。

さらに経費面では、借地やテナント料などの家賃の固定経費が売上げの急減により大きく事業者の負担となっている現状を踏まえ、緊急支援給付事業の対象者であって、家賃等を支払っている事業者について、その1か月分を上限5万円として支援していきたいと考えており、今定例会に補正予算として上程いたしましたので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、世帯構成員1人につき10万円を給付する国の特別定額給付金事業については、申請書を5月15日に発送し、18日より受付を開始しております。申請方式については、感染拡大防止の観点から、マイナンバーによるオンライン申請方式及び郵送申請方式を基本としております。オンライン申請方式にあつては5月15日、郵送申請方式にあつては5月29日に、それぞれ初回の給付金の振込をしたところです。給付事務における現時点での大きなトラブルは発生しておりません。6月3日現在、3,519世帯9,737人に対して9億7,370万円を給付しました。

新型コロナウイルス感染防止のため、町民の皆様には引き続きご不便をおかけするところではありますが、国の示す新しい生活様式の定着による感染防止の取組など、関係機関と連携して、感染終息に向けて一丸となった粘り強い取組をお願いするものであります。

次に、水不足が心配されていた羽鳥湖の貯水率については5月1日現在で96.1%、平年比で112.3%と昨年を上回る貯水量となったことから、5月13日には計画どおり通水がなされ、町内で田植作業が順調に行うことができました。ここ数年は、羽鳥湖の貯水量が芳しくない状態が続き、通水時期も遅れぎみとなっておりましたが、今年は近年にない安定した通水計画となっております。ただし、ここ数年の不安定な降水量からしますと、梅雨の季節に適量の降水や日照時間の確保など心配の種は尽きませんが、秋には豊作の実りの収穫を期待しているところであります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況について、ご報告いたします。

初めに、台風19号による被災者支援策としましては、災害救助法に基づき、民間借上げ住宅制度及び住宅応急修理制度の住まいに係る支援を現在実施中であります。

また、農地や農業用施設の災害復旧事業につきましては、全ての災害復旧工事を発注済みであり、早期完了に向けて施工中であります。

災害ごみ等の処分につきましては、成田保健センターグラウンドは5月末でほぼ完了したところであり、鳥見山公園北駐車場については7月末の完了を予定しているところであります。

施設が水没し、応急仮設設備で運転をしております成田浄水場と成田浄化センターの両施設とも、繰越事業として機械電気設備等の復旧工事を進めております。

原子力災害対策関連事業としての道路等側溝堆積物撤去処理事業につきましては、明許繰越となっていた収集運搬業務が4月上旬に完了いたしました。

原発事故による放射能汚染に伴う自家消費野菜等の検査並びに学校給食食材放射能測定事業については、現在まで基準を超えるものは検出されておりません。今後も引き続き町民の安全安心な日常の食生活の確保のため、測定業務を進めてまいります。

駅においてみたくなる事業としての駅東口整備事業については、昨年度JR東日本から購

入しました土地を臨時駐車場として整備し、事業全体の実施計画を作成するとともに、不動産鑑定により新たな用地を購入したいと考えております。

幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金の内示がありましたので、4件の工事について先月工事発注を行ったところであり、昨年度からの繰越事業と併せて現在施工中であります。岡ノ内地内道路改良工事及び鏡田89号線道路改良工事については、今年度完了の予定であります。

また、鏡石スマートインターチェンジ車種制限変更につきましては、繰越事業として道路拡幅工事を施工中であり、引き続き国土交通省やネクスコ東日本の関係機関の協力の下、令和2年中の供用開始に向けて取り組んでまいります。

地域づくりの核である開設から3年目を迎えた鏡石まちの駅「かんかんてらす」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、4月からは飲食スペースの閉鎖や営業時間の短縮など感染拡大防止対策をしながらの営業となり、5月の2周年感謝祭をはじめとした各種イベントも自粛しております。

令和元年度の総売上げは2,064万7,189円と、前年に比べて33%の増となっております。ただし、前年度はオープン初年度であり、令和元年度よりも1か月半ほど営業時間が短いため、単純に比較はできませんが、かんかんてらすのスタッフや観光協会、販売品登録者などの努力により2,000万円を超える売上げを記録することができました。今後も売上げの更新を目指して努力していきたいと考えておりますので、本施設については、そのほかにもにぎわいの創出と町の農産物や特産品の販売、既に製造販売を開始しました米粉を使ったシフォンケーキや町産のリンゴをつかったアップルパイなど6次化商品の開発、販売を行っております。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大の力を注ぎながら、気軽に訪れて観光や町の情報を得られ、町民の皆さんに親しんでいただけるようなイベントや施設運営に努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、町の観光面にも大きく影響し、4月の桜ウォークの中止をはじめとして、9年目となる田んぼアート事業についても中止が決定されました。図書館4階における展望施設では、国が示した新しい生活様式においての、いわゆる3密を回避することは物理的に困難であり、実行委員の皆さんも断腸の思いで中止を決断しております。

今後は、来年の田んぼアートに向けて、田んぼアート実施予定地であった水田において、鑑賞用米や主食用米を「コロナに負けない！」などの文字が浮き出るように作付して、元気な「かがみいし」をアピールするとともに、鑑賞用米は来年用の種もみに、主食用米はPR用のグッズとして活用していきたいと考えております。

また、観光協会が主催する今年度のあやめ祭りについても理事会で中止が提案され、書面

による総会で正式に決定されると同時に、あやめ祭りのフォトコンテストも中止されました。

地域連携交流事業として、今年2月に郡山女子大学などを運営する学校法人郡山開成学園と、食と健康の分野において連携協定を締結いたしました。笑顔と健康で暮らせる町づくりに取り組むべく、郡山開成学園の持つ専門知識や技術、人材の協力を得て、当町の進める活力に満ちた地域社会づくりを進展させるため、相互交流を深めてまいります。高齢者を対象とした食事と栄養に関する実態調査を行い、料理教室などを通じて食生活改善につなげるなど、今後の事業展開に大いに期待するものであります。

若者や子育て世帯の定住促進、二、三世帯同居、近居を促進し、定住促進人口の増加と地域活性化を目的として、町外からの定住及び移住するために取得した住宅に対して補助金を交付する、来て「かがみいし」移住定住促進事業については、4件の申請に対して130万円を交付いたしました。

次に、第5次総合計画に基づく5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するため運用されておりますマイナンバー制度につきましては、現在も順次交付事務を進めているところであります。町には、5月15日現在1,553名分のカードが届けられており、1,389名の方へ交付いたしました。

住民税特別徴収一斉指定事業につきましては、特別徴収義務のある事業所の協力を得て、5月に納付書を発付したところであります。今回の指定では1,928事業所に対して住民税の納税通知書を送付し、前年比29の事業所が新たに特別徴収事業所となりました。この一斉指定により、納税者は6月の給料から毎月住民税が天引きされることとなります。納税の利便が図られることとなります。

収納率向上対策事業につきましては、収納グループを中心に全庁を挙げての収納体制を強化しているところであり、令和元年度の税収納率は4月末現在、対前年比で1.58ポイントの増となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、臨戸徴収が制限されている中ではありますが、住民サービスの提供の責務を果たすため、安定的な収入の確保は極めて重要であり、さらには納税者間の公平性を確保するため、収納の強化に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、小中学校町民プール利用事業については、各小学校及び中学校のプールの老朽化により不便を来していたことから、昨年の第一小学校に加えて、第二小学校及び中学校で町民プールを利用して、天候や季節に左右されることなく水泳授業を進めていく予定をしているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として先月17日まで臨時休校となっていたことから、各校と調整を図りながら授業実施に向けて取り組んでまいります。

生涯学習機会の拡大、スポーツの振興として、学校支援地域本部事業「通称：学校応援団！」については、地域の人々が個々の能力を生かし学校を支援することにより、地域教育力、コミュニティーの再生を図るため、地域コーディネーター2名を配置し、地域で学校を支援する組織体制を推進しているところです。

また、町体育協会の総会や生涯学習文化協会の総会などは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各団体とも書面での総会実施となっており、今年度の事業についても着手できない状況となっております。さらに、今月以降の事業についても延期や中止の判断をせざるを得ないものも出てきており、今後は新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、実施可能なものを探りながら事業を工夫し、事業実施を進めていく必要があると考えており、生涯学習機会の拡大及びスポーツの振興を図るためにも、早期収束を願うものであります。

町民保健と健康づくりの支援につきましては、現在がん検診、総合健診及び人間ドッグなどの各種健診事業の実施へ向けた事務作業を進めているところであります。先月22日に実施した女性がん検診の集団検診については、新型コロナウイルス感染防止を図るため、規模を縮小して実施したところでありますが、集団検診に代わり施設検診の充実を図ってまいります。

また、食の健康づくりにおける高齢者食生活改善事業につきましては、分かりやすく親しみやすく、かつシンプルに事業を伝えることを目的に、本年度より事業名を「健幸食生活応援事業」に改め、引き続き管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室を行ってまいります。今年度は10件の高齢者宅を訪問いたしました。さらには、幼稚園・保育所、学校での食育教育に取り組み、子供の頃からの正しい食習慣の形成を支援してまいります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」として、（仮称）健康福祉センター整備事業につきましては、分散化や老朽化した公共施設の機能更新、住民サービスの利便性の向上、保健・福祉機能の集約を図るため、設計業務委託の事務を進め、事業の早期完成を目指します。今定例会に補正予算として上程いたしましたので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

高齢者福祉の充実として、在宅高齢者福祉事業では、第8期高齢者保健福祉計画並びに第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスの推進に努めているところであります。

また、今年度は令和3年度から令和5年度の3年間の第9期高齢者保健福祉計画並びに第8期介護保険事業計画を今月から策定してまいります。

医療と介護両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供を目的とした須賀川地方医療介護連携拠点センターを、4月から岩瀬管内3市町村の共同設置により運営を開始しました。

昨年度から取り組んでおります空き家対策事業につきましては、福島県宅地建物取引業協

会と空き家バンクに関する協定を締結、登録物件の現地調査及び売買、賃貸借仲介をお願いしておりますが、現在、空き家バンクに登録している物件は1棟であります。

今年度、新規事業である、高齢者が当事者となる交通事故を減らし、かつ公共交通機関の利用を促進するため、運転免許証を自主返納した高齢者に公共バス等の利用券1万円分を交付する高齢者運転免許証自主返納者サポート事業については、5月末現在で3名の方に交付いたしました。

児童福祉の充実として、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営支援、認定こども園運営支援など総合的な子育て支援策の推進に努めるとともに、国の新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯への特別給付金を6月末に子供1人当たり1万円を給付します。

認定こども園整備事業における岡ノ内幼稚園の園舎増改築については、2か年事業として国・県への補助金申請事務を進めてまいります。

子育て支援事業としてのブックスタート事業では、5月20日に実施された9、10か月児検診において、8人の赤ちゃんに本年度最初の絵本の贈呈を行ったところです。絵本を介して赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しく温かい時間を持っていただくことで、赤ちゃんが健やかに成長できることを望んでおります。

さらに、令和元年度から開始しました、のびのび子育て応援券支給事業につきましては、次世代を担う子供の健やかな成長などを目的に、出生された新生児の保護者に商品券を給付しているもので、今年度はこれまで12件の給付を行ったところです。

また、オリジナル結婚記念証作成事業につきましては、婚姻を祝福するとともに、鏡石町の魅力発信を目的として、今年度については、婚姻の届出をした5組のカップルに記念証及びフォルダーを発行したところです。

障がい者福祉については、令和3年度から令和5年度の3か年の第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の策定業務を5月18日に発注しました。障がいのある方やその家族、関係機関など、障がいの区分に関わらず幅広く相談に応じるため、すかがわ地方基幹相談支援センターを4月に須賀川市に設置し、須賀川市、鏡石町、天栄村の共同運営により開始しました。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から事業主体が市町村から都道府県に変更となり、本年度が3年目となります。今年度の国保税の算定につきましては、前年分の被保険者の所得税確定申告等による所得額が確定したことに伴い、新年度分の国保税について、税率を先月国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいたところであり、今定例会には税率改正に係る議案を提出いたしましたので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

天栄村との広域事業として平成27年度から取り組んでおります消費生活相談事業につきましては、本町の総合相談員を消費生活相談員に併任し、相談業務に当たっているところであります。最近増加しているネット取引問題を含め、今年度は4件の相談がありました。今後とも県消費生活相談センターとの連携協力の下に相談者の問題解決に当たり、被害の未然防止を図ってまいりたいと思います。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としての、水田農業の推進につきましては、農業の振興として進めている農地再生プロジェクト事業について、かがみいし油田計画に基づき昨年搾油した菜種は、展示圃場・油田計画賛同者の圃場と合わせて前年の約4倍に当たる1,675キログラムの搾油量がありました。これらは、今後、学校給食での利用や、かんかんてらすで販売いたします。安全安心な菜種油としての販売はもとより、健康増進の効用もPRして販売拡大を目指していきたくと考えております。

水田フル活用推進事業については、今年も経営所得安定対策の営農計画書の受付を3月から4月にかけて実施したところ、167名から営農計画書の提出がありました。その対象となる水田面積は約434ヘクタールで、全水田面積の約41%が経営所得安定対策の対象となっております。昨年と比べると、申請者が10名、9ヘクタールの減となっております。引き続き米価の安定と農業所得の向上に向けて、水田フル活用ビジョンに基づく各種取組の推進を図ってまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」の鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、第3工区内の（仮称）健康福祉センターの敷地の二次造成工事及び外周道路工事を計画しており、道路築造工事の一部について、先月工事発注をしたところであります。

平成31年3月議会定例会において、4年間の継続費の設定の議決をいただきました新浄水場建設工事につきましては、初年度となる令和元年度は主に盛土工事、くい打ち工事を施工しました。2年目となる本年度は、施設の基礎工事、配管工事、管理棟等の建築工事を進めます。そのほか本年度の拡張事業計画につきましては、導水管、排水管の布設工事、水源改修工事等について発注準備を進めています。

公共下水道においては、社会資本整備総合交付金事業により下水道施設の長寿命化対策を計画しており、今年度予定している施設の更新について発注準備を進めています。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第17号から報告第22号は、一般会計及び各会計における継続費及び繰越明許費並びに事故繰越の報告であります。

議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、農業委員の任期満了につき、委員9名の任命について同意を求めるものであります。

議案第73号 郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議については、災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を郡山市と締結するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号 鏡石町新型コロナウイルス感染症経済対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、今後のプレミアム商品券発行事業、新型コロナウイルスワクチン接種費用代補助事業等、町内経済の活性化や町民の命を守る事業を推進するための費用の財源を積み立てる基金を設置する条例制定であります。

議案第75号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症緊急対策における徴収猶予制度の特例等、税制上の措置を規定するための改正であり、議案第76号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、番号利用法（マイナンバー法）改正に伴い、通知カードが廃止されたことによる通知カードの再発行項目を削除するための改正、議案第77号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し傷病手当金を支給するための改正、議案第78号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被保険者の所得確定に伴う国民健康保険税の税率改正するための改正であります。

議案第79号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税引上げに伴う低所得者への保険料軽減強化のための所要の改正を行うものであります。

議案第80号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定及び議案第81号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、民法の一部を改正する法律により債権法が改正されたこと及び入居要件緩和のための所要の改正を行うものであります。

議案第82号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきましては、（仮称）健康福祉センター基本・実施設計業務委託等で5,910万円、鏡石駅東口整備事業で5,115万8,000円。飲食店業等事業継続緊急支援給付金給付事業及び店舗等維持家賃補助事業などで4,865万8,000円など、総額で2億3,897万1,000円の増額補正予算であります。

議案第83号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、先ほどご説明申し上げました国保税条例の一部改正に伴う所要の補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

◎報告第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、報告第17号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書につ

いての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました報告第17号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

平成31年3月15日に議決をいただきました、平成31年度、つまり令和元年度の鏡石町上水道事業会計予算の第5条継続費について、別紙のとおり翌年度に逓次繰越をしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告をするものです。

本継続費の予算に係る事業、鏡石浄水場の建設工事につきましては、令和元年6月3日に水道事業株式会社東北支店と31億750万円で工事請負契約を締結しました。また、建設工事管理業務委託を3,410万円で株式会社武田コンサルタントと、建設工事現場管理発注者支援業務委託を1,389万3,000円で一般財団法人福島市町村支援機構と委託契約を締結しました。これより、関係機関による打合せを重ね建設工事の工程表を作成し、これに基づき工事を進めております。

このほか、関連工事としまして、鏡石浄水場建設用仮設道路工事を高田工業株式会社須賀川支店により施工をしております。

次のページをお願いいたします。

継続費繰越計算書になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、第5次拡張事業鏡石浄水場建設工事、継続資金の総額は4年間で37億1,140万円でございます。初年度となる令和元年度の予算計上額は6億2,800万円でございます。うち支払義務発生額が1億4,162万8,603円でございます。残額4億8,637万1,397円が翌年度に逓次繰越額となります。財源の内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第17号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第17号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

◎報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、報告第18号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました報告第18号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本件につきましては、3月定例議会におきまして、令和元年度一般会計補正予算（第7号）で議決をいただきました繰越明許費8件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次の7ページをお開きください。

令和元年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、事業名、金額、翌年度繰越額のみをご説明させていただきます。

事業名、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業といたしまして1億円につきまして、翌年度繰越額につきましては3,069万8,000円となっております。

次に、社会資本整備総合交付金事業といたしまして7,725万5,000円。翌年度繰越額としましては7,340万1,000円となります。

次に、災害対策費（衛生費）でございますが、1億7,951万5,000円として、繰越額が1億3,135万2,000円となります。

次に、住宅応急修理事業としまして2,913万5,000円。翌年度繰越額が1,412万8,000円と

なります。

次に、G I G Aスクール構想実現事業としまして7,738万5,000円。翌年度繰越が同額の7,738万5,000円となります。

農業施設災害復旧事業としまして3億9,800万円。同額の翌年度繰越額としまして3億9,800万円となります。

次に、強い農業・担い手づくり総合支援事業としまして9億4,500万。同じ同額ということで翌年度繰越額が9億4,500万。

次に、公共土木施設災害復旧事業といたしまして2,137万5,000円。繰越額につきましては同額の2,137万5,000円となります。

合計いたしまして、金額としましては18億2,766万5,000円となり、翌年度繰越額が16億9,133万9,000円となります。

以上、報告第18号につきましてご報告申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第18号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第18号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件は、承認することに決しました。

ここで5分間休議いたします。

休議 午前11時07分

開議 午前 11 時 12 分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎報告第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第 7、報告第 19 号 鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました報告第 19 号 鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書 9 ページをお願いいたします。

本件につきましては、去る 3 月定例議会におきまして議決をいただきました令和元年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計の繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を報告するものでございます。

次の 10 ページをお願いいたします。

1 款 1 項事業費、事業名、鏡石駅東第 1 土地区画整理事業翌年度繰越額といたしまして 3,970 万 3,000 円でございます。

なお、財源内訳につきましては 11 ページの記載のとおりでございます。

以上、報告第 19 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第 19 号 鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第19号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は、承認することに決しました。

◎報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、報告第20号 鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました報告第20号 鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

令和2年3月5日に議決をいただきました令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書になります。

1款総務費、2項施設管理費、事業名、農業集落排水施設災害復旧事業翌年度繰越額5,692万円となります。財源の内訳につきましては記載のとおりでございます。

これは、令和元年台風19号により被災した成田浄化センターの復旧工事のためのものでございます。今年3月に着工し、9月末を工期と定め、現在工事を進めております。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第20号 鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第20号 鏡石町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は、承認することに決しました。

◎報告第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、報告第21号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました報告第21号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

令和元年度上水道事業会計予算において年度内支払義務の生じなかった建設改良費につきまして、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

予算繰越計算書になります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、災害復旧事業、予算計上額 1 億4,500万円。支払義務発生額2,332万円。翌年度繰越額が 1 億2,168万円でございます。財源の内訳は記載のとおりでございます。

これは、令和元年台風19号により被災した成田浄水場機械電気設備復旧工事のためのものでございます。今年2月に着工し、11月末を工期と定め、現在工事を進めております。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第21号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第21号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件は承認することに決しました。

◎報告第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、報告第22号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました報告第22号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、消耗品等の調達や入札不調により計画どおり執行することが困難となり遅延したことによるもので、事故繰越4件につきまして地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次の22、23ページをお開きください。

事故繰越計算書でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業（保育対策総合支援事業補助金分）でございます。支出負担行為額が145万5,000円となり、翌年度繰越額が103万3,751円となります。中身としまして説明欄をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響によります消耗品等の供給が間に合わなかったためでございます。

次に、3款民生費、2項民生児童費の事業名、新型コロナウイルス感染症対策（子ども・子育て支援交付金分）でございますが、支出負担行為額につきましては126万7,637円となり、翌年度繰越額が66万7,398円となります。これにつきましても、先ほどご説明した中身でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名につきましては農業振興整備計画総合見直し事業でございます。支出負担行為額につきましては541万6,200円となり、翌年度繰越額につきましては545万200円となります。これにつきましては説明欄、見直し範囲の選定に時間を要したためでございます。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費でございます。事業名につきましては社会資本整備総合交付金事業でございますが、支出負担行為額につきましては1億3,281万4,000円となり、翌年度繰越額につきましては1億3,281万4,000円となります。これにつきましては、説明欄、2回の入札不調により工期確保ができなくなったためでございます。

合計いたしまして、支出負担行為額が1億4,095万2,837円となりまして、翌年度繰越額につきましては1億3,996万5,349円となります。

以上、報告第22号につきましてご報告を申し上げます。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第22号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第22号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越し計算書についての件は、承認することに決しました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 次に、日程第11、議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、関係者であります農業委員会会長、菊地榮助君の退席を求めます。

〔農業委員会会長 菊地榮助君 退席〕

○議長（古川文雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年9月の農業委員会等に関する法律の一部改正により、前回の改選期から、これまでの農業委員の公選制から市町村長による選任制へ改正され、選任については議会の同意を求めることが必要となりました。農業委員の任命については、現在の農業委員の任期が本年7月19日までであることから、任期満了に伴って新農業委員を任命するに当たり、2月から委員の公募を実施してまいりました。公募のあった候補者について、選考委員会で各種選考項目に基づいた選考の結果、次の9名の候補者を適任者として選考いたしました。

氏名、生年月日、住所の順でご説明申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。菊地榮助、昭和23年3月22日生まれ、鏡石町久来石572番地、面川祐吉、昭和35年11月26日生まれ、鏡石町中町398番地、稲田孝、昭和29年3月26日生まれ、鏡石町鏡沼119番地、白澤正、昭和29年11月6日生まれ、鏡石町高久田25番地、吉田章、昭和37年2月15日生まれ、鏡石町成田原町200番地、吉田博、昭和28年4月3日生まれ、鏡石町豊郷300番地、円谷一男、昭和29年7月27日生まれ、鏡石町豊郷337番地、藤島真理子、昭和46年12月30日生まれ、鏡石町笠石208番地、鵜沼雅子、昭和43年9月22日生まれ、鏡石町新町3番地の9名が農業委員として適任でありますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については質疑を省略し、意見を求めます。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいま上程されました議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて賛成の意見を申し上げます。

町長の説明にもありましたように、平成27年9月に農業委員会等に関する法律の一部改正により、これまでの農業委員の公選制から市町村長による選任制へ改正され、今回で2回目の公募であります。応募のあった9名の方々が、選考委員会で各種の選考項目に基づき適任者として選考されたものであります。長年にわたり農業委員を経験されている方や認定農業者等であり、農業に関する見識も高く、各種団体等の役員で活躍されている方であり、この9名の方々が農業委員として最も適任であると思っております。議員の皆様のご賛同をよろしくお願ひし、賛成意見とするものであります。

〔「何で質疑は省略なんだ」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 休議します。

休議 午前11時31分

開議 午前11時31分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑があればどうぞ。

円谷さん。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 11番、円谷ですが、前回この農業委員の応募状況の資料をもらったならば、あと1名の方が記載されていたんですが、その人は、なぜ選ばれなかったのか。どういう経過があったのかを教えてください。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） 11番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

今回の議案に上程されております農業委員の候補者につきましては、去る5月19日に選考委員会を開催させていただいております。この中では、委員5名によりまして、いろいろと検討をしていただきました。経過といたしましては、初めての委員さんもいらっしゃいまし

たので、法律等の内容の説明、さらには応募状況、さらには各地域からの推薦の内容、それから自薦の方については、自薦の内容等について事務局より説明をいただき、農業委員会の委員の候補者の選考票というのがございまして、それらについても説明をさせていただいた後、各委員のほうからご意見をいただき、現在提出しております委員9名の方について適任だというようなことで、満場一致で決定をしたというような経過でございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川文雄君） 円谷議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今回の副町長の説明では、なぜその1人の人が落ちたのかという理由がちよっと不鮮明なんですよね。もう少し分かりやすく説明してください。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいまのご質疑にご答弁を申し上げます。

先ほども申し上げましたが、1名の方については自薦ということでした。その方についても、自薦の内容等について応募用紙に基づいて説明をした後、選考票というふうなものがございまして、その選考票については10項目ほど内容がございまして、職務の経験、これについては農業委員の経験があるか、もしくは過去に土地改良区、農業共済などを含む地域での役員の経験があるか。次の項目としては、学識経験、十分な見識というふうな形で、町の農業施策を理解し、地域において識見を持って対応できるか。もう一つが、担い手農地集積、耕作放棄地の農地法などに見識があるか。もう一つの大きい項目の中では、農業実績というのがございまして、こちらのほうでは、農業認定者、認定新規就農者などであるか。もう一つの項目としては、経営農地面積が50アール以上であるか、また農業に従事したことがあるか。さらには推薦の別というふうなことで、こちらのほうでは地域の推薦、自薦の区分、さらには区長、地区支部長等の推薦、自己推薦などの推薦の別。それから、中立的な立場ということで、農業委員会の業務に関して利害関係を有していないか。さらには、青年、女性の登用というふうな形で、女性の方、さらには50歳未満の者がいるかというふうな形での選考票がございまして。

これについて、事務局のほうで客観的に該当する項目を挙げて、ご説明をさせていただいた後に5名の皆さんにお諮りをして、その中で9名の方が決定をしたというようなことでございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川文雄君） 円谷議員の再々質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 再々質問をさせていただきます。

これは、やはり選挙というものに当たっては、やはり細目を、そういう条件を、立候補を受け付ける段階で明らかにしながら募集しなくてはならないと思うんですね。そういう候補者を届け出る人に対して、今の副町長の言ったような項目を知らせておったのかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 圓谷康誠君 登壇〕

○農業委員会事務局長（圓谷康誠君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

1月21日の全員協議会で、この委員の募集についてご説明申し上げたところでございますが、募集に当たりましては、その旨要件等をお知らせしております。その上でご応募をいただいていると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがって、議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決しました。

ここで、退席した農業委員会会長、菊地榮助君の入席を求めます。

〔農業委員会会長 菊地榮助君 入席〕

○議長（古川文雄君） 暫時休議します。

休議 午前11時38分

開議 午前11時40分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、議案第73号 郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第73号 郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約に関する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成31年1月23日付で締結いたしました連携協約につきまして、災害発生時における相互支援の連携強化のため一部変更をしたいので、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

25ページをご覧ください。

このたびの協約の変更点につきましては、別表（第3条関係）3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組の（5）災害対策・住民の安全安心確保の項のうちの内容欄の中の「災害に備えた相互応援体制の構築や、」を「災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による災害防災力の向上、減災、防災体制の強化等、」に改めるものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第73号 郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（古川文雄君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第13、議案第74号 鏡石町新型コロナウイルス感染症経済対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

[総務課長 小貫秀明君 登壇]

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第74号 鏡石町新型コロナウイルス感染症経済対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

26ページをお開きください。

このたびの条例の制定の目的でございますけれども、この基金を活用いたしまして、今後プレミアム商品券発行事業、新型コロナウイルスワクチン接種費用補助事業等、町内経済の活性化や感染症蔓延の防止を図る事業を推進するため、基金を設置する条例を制定するものでございます。

27ページをご覧ください。

条例の概要でございますが、第1条は設置についての規定でございます。感染症の急速な拡大により、町民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼす事態に直面していることに鑑みまして、町民生活及び地域経済の支援に要する財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定により基金を設置するものでございます。

第2条は積立てについての規定でございます。基金の積立ては一般会計の予算で予算化するものであります。

第3条は管理についての規定でございます。基金の管理は確実かつ有利な方法で管理することとしております。

第4条は繰替運用についての規定でございます。基金については歳計現金に繰替運用することができることとしております。

第5条は運用益金の処分についての規定でございます。基金から発生しました利子は基金に積み立てることとしております。

第6条は処分についての規定でございます。基金の処分は基金創設の目的にのみにおい

てすることができるとしております。

第7条は委任についての規定でございまして、このほかの基金に関することにつきましては、規則など別に定めることができることとしております。

附則につきましては、次のページをお開きください。

施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号 鏡石町新型コロナウイルス感染症経済対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎請願・陳情について

○議長（古川文雄君） 日程第14、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第5号及び陳情第6号の2件は、会議規則第86条第1項の規定により別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時47分

第 2 号

令和2年第4回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年6月5日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理室長 兼出納室長	倉田知典君
農業委員会 農事局長	圓谷康誠君	農業委員 会長	菊地榮助君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小貫正信 主任主査 鈴木淳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、発言を許します。

◇ 角 田 真 美 君

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君の一般質問の発言を許します。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 2番議員の角田真美でございます。

本日、一般質問に先立ち、一言ご挨拶をさせていただきます。

ダイヤモンドプリンセス号とは別に、本年3月4日に日本国内で最初の新型コロナウイルスの感染者が発生して以来、本日でちょうど3か月でございます。私の周りには家族を含め、医療関連に携わる者はいません。新型コロナ感染に関する情報はマスコミ頼みで、多くの実情を詳細に把握してはおりません。しかし、この間、医療従事者の皆様、日々、新型コロナウイルス感染症と献身的に最前線で向き合い、また役場の職員を含め、社会インフラを支える方々、本当にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

我々福島県民はこれから先、どれほどまでに災害を耐え忍ばなくてはならないのだろうか、と私は思っております。2011年3月11日の地震、津波、東京電力福島第一原子力発電所爆発による放射能汚染に翻弄され、災害三重苦から9年が過ぎました。我が町も、震災の復興も一段落しようとしておりました。その矢先、昨年10月、台風19号の大雨が成田地区に甚大な被害をもたらしたのであります。その阿武隈川災害の収束を見ないまま、今回の新型コロナウイルス騒動となったわけでありまして。

また、最近では緊急地震速報の多さを心配しながら、日々、災害におびえる毎日でございます。しかし、今年の春は桜をはじめ野に咲く花々が実に美しく見えました。特に、我が町の畑一面の菜の花は、ともすれば暗くなってしまう我が町を黄色いじゅうたん一色で明るさを

感じ取ることができました。耕作放棄地対策でその解消と未然防止、そして地域特産品開発のかがみいし油田計画が、今年、この時期にふさわしい花であることをあらためて実感することができました。

ここで、新型コロナウイルス感染症の質問の前に、これまでの我が町の対応状況を簡便に遡及してみたいと思います。

2月3日、町のホームページによる注意喚起があり、その後、感染予防対策本部の設置によって次々と対策が打ち出されました。町の新型コロナウイルス感染による疲弊した中小企業や小規模事業者に対する事業継続緊急支援給付金、この資金援助は他の自治体よりも迅速に実施されました。このことは、事業活動に困窮していた商工業者のご負担を軽減するのに大変役立ったものと想像に難くないと思います。

また、町内の保育園、幼稚園、小中学校の一斉臨時休業は近隣市町村より先に町独自の判断で実施いたしました。町民の感染予防に対する意識向上と町民同士の緊張感喚起に絶大な効果があったものと大いに評価するべきであります。これらのことは、両隣の地域から感染者が発生したものの、我が町はいまだに感染者ゼロであることで証明できたと私は考えます。

次に、1918年に日本を襲ったスペイン風邪についてであります。今回の新型コロナウイルス感染者が全く出ていない会津地方について、当時の報道記録を紹介いたします。当時の日本は、スペイン風邪の第1波では多数の感染者が出ました。しかし、死者はほとんど出ておりません。ところが第2波では26万人もの死者が出ました。ウイルスが変異して致死率が高まったのでございます。特に、11月から翌年1月に、この3か月間に死者が集中いたしました。このように、医療崩壊は100年前にも起きておりました。このとき、会津地方の人口276人の吾妻村というところがございました。この村では200名以上が死亡したことを当時の新聞が「悪性感冒で全村惨死」と伝えております。

ここまで新型コロナウイルスに関して述べさせていただきましたが、それでは通告いたしました質問に入らせていただきます。

最初に、これらの質問を通じて新型コロナウイルス感染に関する問題を提起いたします。その根拠として、最初に3点を挙げました。それでは、詳細について論じていきたいと思っております。

まず、新型コロナ感染の各対策についてであります。前段で申し上げましたとおり、今後第2波、第3波が襲来することが危惧されています。まず、過去の経験を生かしながら、第2の感染が発生した場合、迅速に町民へ情報共有をしなければなりません。その対策について質問をいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

それではご答弁申し上げます。

本町におきましては、町民、さらには事業者の皆様のご理解とご協力のおかげをもちまして、これまで感染者の確認はされておられません。この新型コロナウイルスとの闘いは、ご指摘のとおり、長期戦となります。ご質問のとおり、今後再び感染が拡大する可能性も十分にありまして、依然として先行きは不透明と言わざるを得ない状況であります。

町民へ向けての情報共有、こういったものについては日本での感染者が確認されて以降、国・県及び関係機関との連携を図りながら情報収集に努めまして、町としましては住民への注意喚起、情報といたしまして、先ほどのご質問の中にもありましたように、2月上旬に回覧等で周知をしたのをはじめ、2月25日においては町内に感染予防対策本部を設置いたしまして、その後は感染症対策本部に名称を変更しまして、この5月28日まで19回の会議を開いて対策を講じてきたというところであります。その中には当然、防災無線、さらにはホームページ、チラシの行政区への配布、広報誌、登録制のメールによつての情報の提供に努めてきたということでもあります。

今後におきましても、これまで同様の方法によりまして情報共有を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、より分かりやすい、そういった内容で情報を発信できるよう、さらに努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） そこで、そういった対応については予算や人、これらについても素早い対応をしておかないといけないと思いますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、私も毎朝起きますと、町のホームページを必ず見てから行動に入ります。そのように、現在そういった状況の、思っている方が大変多くあります。私にも、先ほど町長さんが申されましたようにメールが届いておりました。そういったことで、非常にこれは瞬時に伝わりますので、そちらを十二分に活用していただきたいと私は思っております。一分一秒を争うときもあると思います。今後、そういったことが必ずあると思いますので、ひとつ、これに関わらずよろしくお願ひいたします。

私は以前、汚染された町内の除染作業に従事しておりました。自ら約3年間、除染作業を経験してまいりました。当時、県内では福島地区を除き、郡山も須賀川も白河も除染がまだ始まっておりませんでした。しかし、我が町は他の自治体に先駆け、除染の実証試験として

除染作業を実施いたしました。その除染作業者の第1号が私でございます。その経験から、今回のコロナウイルス対策に対して、多くの類似点があります。その一端を述べてから質問に入りたいと思います。

除染作業の開始当初、防護具不足が生じておりました。作業従事者には国から高性能マスクの支給がありました。M3などのアメリカのマスクであります。また、放射能汚染を計測する空間線量計、これも不足しておりました、町から借りて除染作業に当たりました。除染作業の開始当初、どのような防護具や作業機器があったかと申しますと、ほとんど準備ができなく、暗中模索の中でその作業は始まりました。しかし、数年たちまして、除染が終了する頃にはマスクはサージカルマスクに代わり、そして、単なる作業着で簡易化されている、そういった作業をやっておりました。そこで、執行に対して釈迦に説法かもしれませんが、その備えの一端を申し上げます。

私たちは、まずゴーグルをかけました。現在もゴーグル、フェイスシールドですね、顔の盾、防御しております。そしてガウン、これはタイベックス。私たちは夏の作業にもかかわらず長袖、作業衣、雨がっぱ、ゴム手袋、そういった状況で始まりました。また、ウイルスや超微粒子物質を体内に吸い込まないためのN95マスクを使用し、防護マスクまたは防塵マスクを使用いたしました。除染では線量計シンチレーションを使用しましたが、今回のコロナウイルスでは赤外線TC体温計、こういったものが必要になるんだろうと私は思っております。

今後の第2波、第3波の感染発生によっては多くの町職員の町内派遣が必要となりかねません。これらの防護具を早急に確実に確保しておくことは、これが私は必要だと思っております。そこで、第2波、第3波への備えとして、高性能マスクや防護具の確保について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

第2波、第3波への備えということでもありますけれども、いずれにしても初期対応、これは全国的にもそうでしょうけれども、今回も初期対応と、そんなことについてはしっかりとできることについてはしてきたつもりであります。一つ申し上げれば、例えば町にあった備品、いわゆる備蓄品ですか、これについてはマスクもございました。そういった部分については医療機関のほうにも若干、町内の医療機関には配布をしたと。そんなことでも対応させていただいたということでもあります。

そういう中で今後、いわゆる再流行として第2波、第3波による感染への警戒を続けていかなければならないということでもあります。そういう中、感染が確認されれば、今申し上げ

たように医療機関関係者もそうですし、当然、町職員による感染現場への早急な対応が必要になってまいりますので、今回の6月の補正予算において、感染を最小限に食い止めるためということで高性能マスク、さらにはフェイスシールド、防護服、こういったものの予算化をさせていただいたということでもあります。

これについては総額で約580万円、そのほか学校等について約二百五、六十万円。こういったものについて今回、約1,000万円程度を予算化をさせていただきました。

なお、今後、国のいわゆる第2次補正、こういったものもございますので、それらも踏まえながらしっかりとこういった備え品を、備えておきたいという考えであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） そこで、先ほども申しましたが、万全を備えるためには、体制強化のためには予算もつきましたが、人員予算については惜しまずに体制強化のために取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問にまいります。

次に、幼稚園や保育園、小学校の感染予防対策の取組について、現在、国・県などから学校に対して、また教育者のほうに対して新型コロナウイルス感染症衛生管理に関するマニュアルなど届いていると思えます。そういった対応策があると思えますが、町としてはどのような予防教育の指導をするのか、質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） ただいまの2番議員のご質問にご答弁いたします。

小学校、中学校におきましては、5月18日より段階的に再開を目指して分散登校等を行っておりまして、6月1日より、無事に今のところ全面的な学校教育活動の再開をいたしました。

感染予防対策につきましては、各園並びに学校において、5月22日付で文部科学省より発表されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」、議員もご存じだと思いますけれども、これだけの厚さのマニュアルがございますので、これに基づきまして、感染レベルが最も低いレベル1地域が本町でありますので、本町に合った感染予防策、マスクの着用、手洗い徹底、3密を避ける具体的な対応等の指導を発達段階に即してそれぞれ行っているところであります。

また、小中学校におきましては、同じく文部科学省より4月に発表されました保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指

して～」、これは薄い、これだけのものになりますが、大変具体的な指導内容が書かれております。これに基づきまして、正しい手洗いの方法の理解と実践、3つの咳エチケットと正しいマスクのつけ方の理解と実践、3つの密、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の理解とそれぞれにおける適切な行動について、継続的に指導して、子供たちが自ら感染リスクを判断してこれを避ける行動が取れるように育てていきたいと考えて、それぞれにおいて指導を継続しております。

さらには、これが今後は最も大切なことになってくると考えられますが、感染症に対する差別や偏見、そういったものが生まれないように正しい情報を基に子供たちに正しい態度を育てていきたいとも考えております。そのためにも、今後も子供たちへの道德等の授業を通じた継続的な指導と保護者の皆様へのお知らせや資料の提供の中で、保護者の皆様にも、子供たちの指導と併せてご協力を依頼していきたいと考えております。こういった指導を今後とも継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいまの説明、ひとつ万全を期して指導していただきたいと思っております。

次に、経済的に困窮する学生への支援であります。

これについて、町の中小業者、零細業者、そういった方々の支援、早めに行われておりましたが、学生に対しての支援について質問させていただきます。

実は、福島のある大学のキャンパスに400名の学生さんが入寮しております。コロナ感染でアルバイト等の収入減を余儀なくされた学生を支援するため、私も食料援助を行ってまいりました。そうしたことから先日、学生の皆様からたくさんの私に対してお礼のコメントをいただきました。その一部ですが紹介させていただきます。

「今回の支援を通じて福島の方々の温かさに触れ、元気をいただきました。本当に感謝の気持ちでいっぱいです」、この方は一年生であります。福島にまだ引っ越してきたばかりだったと思います。

「ご支援ありがとうございました。福島の助け合い精神は他県のどこよりも強いと思います。このような迅速な対応ができることは福島の誇りだと思います。ありがとうございました」、これに関しては、多分福島はああいった、東京電力福島第一原子力発電所の爆発ということを経験した中を想像して私へ送ったんだと思います。

もう1通最後に。「今回、コロナウイルスの影響でアルバイトもなくなり、困っていたところ、食料支援をいただきました。食費を切り詰めて生活していたので助かりました。あり

がとうございました」、このような、今日、昨日の話じゃございません。大分前の話なんです、こういったものが私の手元へ届きました。これが現在住んでいる学生の心境だと思いましたが、披露させていただきました。

そこで、町には奨学金制度があります。そういった中から支援はできないのかどうか、利用条件の緩和などについて、町の考え方について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の奨学金制度につきましては、町育英資金貸付条例により基づく育英資金がございます。この制度は、経済的理由によりまして修学困難と認められる者に対して育英資金を貸与するというものでございます。現在、貸付けを受けている現役の学生は1名でございまして、4月には前期分の奨学金を給付したところでございます。なお、奨学金の返還につきましては、学校卒業後1年間は猶予されますので、貸付けを受けている現役学生は返還に伴う経済的な負担は基本的にはないということでございます。

一方、既に学校等を卒業いたしました奨学金の返還対象者は18名でございまして、返還予定額は437万1,440円となっております。この返還金につきましては、災害、疾病、その他正当な事由のために貸与資金の返還が困難と認められるときは、返還を猶予することができるという規定がございます。現時点ではこの規定に基づきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少するなど、育英資金貸付金の返還が困難となった場合には、最長1年間、返還を猶予しまして、奨学生への支援としまして進めてまいりたいということでございます。

なお、今年度からは、国において高等教育修学支援新制度がスタートいたしまして、低所得者への授業料、入学金の免除、減額と給付型奨学金の支給も始まりますし、今般の新型コロナウイルス感染症により世帯の収入が大きく減った方も本制度の適用が受けられるなど、修学の継続ができるよう、多様な継続支援のメニューも準備されているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 奨学金制度に関してはよく理解いたしました。

そこで、今後町としての、奨学金は別として、そういった支給制度なり貸与制度があるのかどうか、計画しているのかどうか質問したいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど総務課長からご説明があったように、現在の育英資金の貸付けに対しては条例に基づいての貸付けという形になっています。ただし、今回の新型コロナウイルス関係では、西郷村等で行っているように、1回きりですが50万円の貸付けという制度もございます。そういうのもございますので、需要量も当然把握しながら、それが必要かどうかを調査しながら検討していく必要があるというふうに考えているところでございまして、現在のところ、早急的なものについてはまだ検討段階ということでご理解いただければと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいま答弁されましたように、西郷村でそういったことを進めているということも私も承知しておりました。学生、皆さん、貧乏人なんですよ、はっきり言って。なものですから、何とかそういったものをしておかないと、今後の教育のためにも必要じゃないかなと私は思っております。ぜひともそういったことを、検討するばかりではなく実施していただきたいと要望いたします。

次に、持続可能な地域インフラの維持管理の在り方について質問いたします。

まず、町の公共施設に関してであります。

社会資本の老朽化の現象として、高度経済成長期以降に整備されたインフラは、今後、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなることが指摘されております。しかし、現在、全国の市町村における維持管理体制の土木費の予算は、ピーク時の平成5年から平成23年までの間で半分に減少いたしました。現在はそのピーク時の約6割程度にとどまっております。

そうした中、老朽化した施設の修繕方法として次のような2種類くらいの方法があります。まず1つは、不具合を生じてから修繕する事後保全と、不具合が発生する前に修繕する予防保全があります。事後から事前に転じることで長寿命化やトータルコストの縮減を図ることができ、その費用はなんと5割削減されるとされております。

このような効率化を図ることで持続的、効率的なインフラメンテナンスを実現できると私は考えておりますが、町のメンテナンスの対応、予防保全と事後保全について町の考え方について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 角田議員。大きな2番の（1）の①でしょうか。

〔「①です」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 予防保全と事後保全は②だと思うんですが。

今の質問ですと、公共物のメンテナンス対応、予防保全と事後保全とおっしゃっていましたが、それは大きな2番の(1)の②ですよね。

〔「ちょっといいですか」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 休議します。

休議 午前10時35分

開議 午前10時36分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 町の橋梁や公共建築物の設置件数と耐用年数についてお尋ねします。よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町で管理しております橋梁や公共の建築物の設置件数と耐用年数についてでございますけれども、まず、久来石地区と鏡田地区の高速道路に架かる歩道橋が9橋、水管橋が1橋ございます。次に、河川などに架かる河川橋におきましては30橋ございまして、合計しまして40橋を管理しております。橋梁の耐用年数につきましては、コンクリート橋は60年とされております。

次に、公共の建築物につきましては、地域の集会所などの町民文化系施設が31施設、消防団の屯所など行政系の施設が13施設、小中学校など学校教育系施設が19施設、陸上競技場などスポーツ・レクリエーション施設が11施設など、合計いたしまして114施設を管理しております。耐用年数につきましては、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」の標準的な耐用年数とされております60年を基本としておるということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいまの答弁の中で、60年の耐用年数というのがございました。実は私、1月に福島県が主催する持続可能な社会のメンテナンスの研修に行っていました。私の認識の中では、国交省の方々、県の土木部長、50年というのが共有している耐用年数になっておりました。その時の話ではありますけれども、私も研究者ではございませんので

分かりませんが、60年じゃなくて50年というのを私は認識しておりました。

そこで、次の質問に入ります。

先ほどの公共メンテナンスの対応、予防保全と事後保全について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公共施設等へのメンテナンス対応につきましては、町では平成29年3月にインフラ系施設も含めた鏡石町公共施設等総合管理計画というものを策定しております。こういう冊子でございます。施設全体の管理に関する基本的な考え方や、施設類型ごとの管理に関する基本方針などがございます。

その中におきまして、耐用年数からの更新の考え方や保有すべき施設につきましては、予防保全管理の下に長寿命化を図りまして、施設の性能や機能を許容できるレベルを維持していくことが重要なことであり、点検、保守、修繕、清掃など施設等による個別の基本方針や長寿命化計画に沿った中でランニングコストを抑えながら計画的に予防保全していくことが必要だと考えております。

事後保全につきましては、機械や建物の機能や性能の異常がはっきり目に見えるような段階になって初めて処置することとなるため、場合によっては今までのレベルを保つことができないことや、修繕に時間がかかるなどの弊害があります。こちらのメンテナンスの対応においても、財政上の都合もございまして、町民と行政の相互理解や共通認識に努めましてサービス向上のために総力を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 昨年8月に東北自動車道矢吹泉崎バスストップが泉崎の踏瀬地内に設置されました。ちょうど矢吹町と泉崎の境に設置されました。駐車場もついております。これが昨年8月でありました。このバスは埼玉県、都内はもちろん、そして関西の大阪まで通じております。これらは地域住民の利便性の向上や地域産業の活性化、地域間交流の促進が期待されております。以前、高速道路の開通当初、鏡石のパーキングエリアのところにはバスストップが存在していたのを私は確認しております。それで、我が町にもパーキングエリアがありますので、そういったところへ高速バスを止めていただきたいと思います。この質問にお答え願いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現状をご説明させていただきたいと思います。

NEXCO東日本郡山管理事務所に確認したところ、現在、東北支社管内におきましてパーキングエリア内に高速バス停が設置されているのは4か所ございます。高速道路に高速バス停留所を設置するには国や県、関係自治体、バス事業者等で組織いたします協議会の設置やバス事業者との運行計画の合意形成、パーキングエリアのバス停留所の新設、パーキングエリア外に駐車場の整備等が必要となっています。

なお、その際の費用につきましては、全て原因者である、この場合ですと町になるんですが、町の負担となる見込みでございます。

先ほど2番議員さんがご指摘のとおり、近隣の須賀川市や矢吹町、泉崎村に停留、乗降場があります。できたということで、昨年8月ということでございますけれども、当町との距離がそれほど離れていないため、鏡石パーキングエリア内への設置は基本的には困難であると、現状では困難であると思われましても、町民の利便性を考慮し、設置が可能かどうか、今後調査、検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次の質問に移らせていただきます。

「オンリーワンの日本一の住みよい町づくりを目指すために」、これは私の当初からの考えであります。我が町を全国に情報発信する活動によって世間から注目され、その頻度が多くなることで、全国的に我が町の存在を認知されることになると思っております。したがって、このような活動が住みよい町づくりの第一歩であると私は考えております。

天栄村や須賀川市では、毎年しかるべき季節が来ると米の日本一や牡丹園などの話題がテレビや新聞、SNSなどによって全国に発信され、PRされております。我が町にも田んぼアートや油田計画、話題になってその時期に放送にはなっておりますが、日本一というわけではございません。ここで私が日本一というセンセーショナルな、衝撃的な話題づくりを企画することは、住みよい町づくりの最優先課題かなと私は捉えることができると思っております。そこで、我が町をPRするための効果的な情報伝達方法について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

休議します。

休議 午前10時48分

開議 午前10時49分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 認知症に対応するための支援講習を町内に普及し、支援数日本一を目指すことについて私の考えを述べさせていただきます。

町の第5次総合計画（後期基本計画）の中に「地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくれます！」、また「あたたかみのある福祉のまちづくり」が目標と掲げられておりました。現在、老後の最大の不安が認知症であり、現在深刻な問題となっております。80歳以上の4人に1人が認知症になると言われております。その後10年間、家族が見ることになります。私は今年1月、日赤で行っております健康生活支援講習を受講してまいりました。その受講の後、5年間の認定証をいただきました。そういった経験から、健康生活支援講習などもあります。これらは日数も2日間かかりまして、朝から晩まで16時間の講習あり、終わりに試験がございます。男女問わずとはいかないかもしれません。それよりも実現可能な手段といたしまして、認知症のサポーター養成講座などが考えられると思います。

既に我が町でも、認知症のサポーター養成講座や、赤十字ニコニコ教室が赤十字奉仕団の方々によって従来から継続して開催されておると聞いております。そこで、45分の講習で認知症に関する講座を終了できるというものがあります。それが終わりますと、こういったオレンジリングというものが渡されます。この人数を増やしていくことが、私が日本一と話していることでございます。

実はこのオレンジリング、私の区の会合で、黙ってはいましたが、これを腕にしているのを見た方が数名おられました。年配の女性の方です。そういったことで既にもうやっております。ただ、この講習は全国的に700万人ほどがもう受けておられます。しかし、町村の受講者のパーセントというのが非常にまだ低いんですね。そんなものから、現在であれば原発の被災者として福島県が認定されて、講習料が現在無料でございます。他県は有料になっていますので、3密とかいろいろ言われている中でそういった講習、すぐは開けないかと思うんですが、これも一つかと私は思っております。それは行政区の各集会所を利用し、相互の助け合いを深めながら認知症の人や家族を見守り、認知症を学ぶことができます。近年、希薄になってきている地域コミュニティー再構築の一端も担うことができると考えられます。

そこで、認知サポーターを増やし、受講者数日本一を獲得すること。それがオンリーワンになるための合理的な方法であると私は考えます。安心して暮らせる町を町民みんなで作るべきと考え、これは一石二鳥の活動を期待できると私は考えております。町のほうの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

認知症に対応する支援講習を町内に普及し、支援員数日本一を目指すことについては、認知症に対するサポーター養成講座という位置づけになっておりまして、このサポーター養成講座につきましては、認知症の人と家族への応援者である認知サポーターを全国で養成する講座で、認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指すものでございます。町としまして、現在、第7期の介護保険事業計画に認知症サポーター養成と活用という項目をうたっております、これに基づきましてサポーターの講座を開いているところでございます。

認知症サポーターにつきましては、養成講座を誰でも受けることができます。認知症の人やその家族の応援者ですので、認知症の人を応援しますという、議員が先ほどお示ししていただきましたオレンジリングが講座を受けますと渡されるものでございます。町としましては、町民や学生を対象としたサポーター講座を実施しておりまして、今年度の取組としましては、地域へのサロンでの開催を募ったところ、4か所のサロンで今年度受講したいという要望がありましたので、6月から11月にかけてそれぞれサロンのほうで講座を開催してまいりたいと思っております。町内の様々な団体への講師派遣ができる体制づくりを整備しておりますので、引き続き、講座の開設につきましては多くの皆さんに呼びかけていきたいと思っております。

本年3月末現在ですが、町内のサポーター講座を受講した方の人数でございますが、777人でございます。今後も一人でも多くの方に認知症への理解とサポーター、地域で住み続けられる総合的な支援事業の一環として取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 町でそういったサポーターの講習を行っている、私も承知しておりました。現在777名が受講済ということでありまして。統計を見ますと、各県10%に満たない県がたくさんあると思います。それで、パーセントからいきますと20%になれば、鏡石の人口からいきますと5,000人ぐらいですかね、そういった、先ほど申しましたように、20%ですから4,000人ちょっとですね、そういったものが確立されれば日本一になるんだろうと私は思っております。ぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、最後の質問に入らせていただきます。

駅前広場の早期実現とストリートアスレチックのベンチ導入に関し、環境の町をアピールすることについて質問いたします。

今後、駅前東広場が計画されていますが、駅から運動施設のある鳥見山公園まで歩道が設

置され、町民のウォーキングコースでもあり、また通学者も多く利用されております。そして、子供も大人も楽しみにしている場所でもあります。ここにしかないものを、フィールドアスレチックのベンチを設置することを私は考えております。

現在、鏡石町も旭町の水道局の前の歩道のところにこの施設がございます。壊れないかどうか心配なくらいの古いものであります。そういったものを町ではもう既にやっておりますが、健康遊具のある公園は全国にたくさんあります。私もあるところに行って見てまいりました。しかし、駅前に設置している箇所は皆無であります。

そこで、健康駅前広場を設置し、これらの情報をセンセーショナルに、衝撃的に発信し、全国で話題を集めることが、住みよい町づくりの実現と町の認知度を高める一因になると私は思っております。そこで、町の考え方を質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

駅に降りてみたくなる事業ということで、駅東口整備につきましては、ご承知のように昨年JR東日本から用地を取得しました。この駅東口広場の早期実現のために、今定例会におきまして臨時駐車場の整備、事業全体の実施計画書の作成費、さらには不動産鑑定によりまして新たな用地として5,115万8,000円の当初予算を計上させていただきました。

また、健康環境の町のアピールと、そしてストリートアスレチックの導入についてのご質問ということでもありますけれども、それにつきましては、いわゆる目指す町づくりの一つとして、安心、安全の中で、子供からそして高齢者までが笑顔と健康で暮らせる町づくり、こういったものを目指してまいりたいというふうに考えております。そのようなことから、今年2月には郡山女子大学などを運営します学校法人郡山開成学園との連携協定を締結したところでもございます。

そして、ご質問の、ストリートアスレチックベンチの駅東口広場への導入、これにつきましては、この実施計画書の策定の中で検討をさせていただきますけれども、町内には、先ほど質問にもあったようにグリーンロード、さらには旧国道の旧松波跡地、さらには羽鳥水路の用地など、こういったものを利用することにより、歩くことに加えて、こういったアスレチックベンチや工夫をすることで、より楽しみながら健康づくりにつなげることができればというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 近年、スポーツツーリズムという言葉があります。スポーツによって

旅行する。先ほど町長さんが申し上げられましたように、駅に降りてそういった珍しいところを回っていただく、これも今後必要じゃないかなと私は思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日6月6日から9日までの4日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、6月6日から9日までの4日間を休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時04分

第 4 号

令和2年第4回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和2年6月10日（水）午前10時開議

- 日程第 1 議案第75号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第76号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第77号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第78号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第79号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第80号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第81号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第82号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第83号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第74号 鏡石町新型コロナウイルス感染症経済対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第11 請願・陳情について
総務文教常任委員長報告
- 日程第12 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第13 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第14 議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

- 追加日程第15 意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
意見書案第6号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）
-

出席議員（10名）

2番 角田真美君

3番 橋本喜一君

4番 菊地洋君

5番 小林政次君

6番 井土川 好 高 君
8番 大河原 正 雄 君
11番 円 谷 寛 君

7番 渡 辺 定 己 君
9番 今 泉 文 克 君
12番 古 川 文 雄 君

欠席議員（1名）

1番 畑 幸 一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 栄 作 君	副 町 長	小 貫 忠 男 君
教 育 長	渡 部 修 一 君	総 務 課 長	小 貫 秀 明 君
税務町民課長	長谷川 静 男 君	福祉こども課長	柳 沼 和 吉 君
健康環境課長	角 田 信 洋 君	産 業 課 長	橋 本 喜 宏 君
上下水道課長	吉 田 竹 雄 君	都市建設課長	菊 地 勝 弘 君
教 育 課 長	根 本 博 君	会計管理者兼出納室長	倉 田 知 典 君
農業委員会事務局長	圓 谷 康 誠 君	選挙管理委員会委員長	大河原 八 郎 君

事務局職員出席者

議会事務局長 小 貫 正 信 主任主査 鈴 木 淳 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、1番、畑幸一君の1名です。

また、農業委員会会長におきましても欠席の届出がありますので、ご報告申し上げます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 初めに、追加議案2件が提出されておりますので、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

7番、渡辺定己君。

〔議会運営委員長 渡辺定己君 登壇〕

○7番（議会運営委員長 渡辺定己君） おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

第4回鏡石町議会定例会議事日程「第4号の追加1」。

令和2年6月10日水曜日、午前10時開議、日程番号、件名の順で読み上げます。

〔以下、議事日程「第4号の追加1」により報告する。〕

○議長（古川文雄君） 議会運営委員長の報告のとおり、追加議案2件を本日の日程に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案2件を本日の日程に追加して審議することに決しました。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、議事日程「第4号の追加1」により運営いたします。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第1、議案第75号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第75号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、上位法であります地方税法、地方税法施行令及び施行規則が改正されましたことにより、条例の一部を改正するものです。

このたびの主な改正の要点につきましては、新型コロナウイルス感染症等に伴う納税者に及ぼす影響緩和措置で、1つ目といたしまして、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり納税することが困難な事業者等に対して、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予する特例を設けるものです。2つ目といたしまして、前年同期と比べ著しく売上高が減少している中小事業者等に対して、令和3年度課税分について償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税について軽減措置を図るものです。3点目といたしまして、生産性向上特別措置法に基づき新規の先端設備等を行う中小事業者等の固定資産税の軽減措置の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものです。4点目といたしまして、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特別措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものです。5点目といたしまして、イベント中止等に対する払戻請求権を放棄したものへの寄附金控除の適用措置並びに住宅借入金等特別税額控除について一定の場合、適用期限を延長するものです。6点目として、これらの改正に係る文言等の整理でございます。

30ページをお願いいたします。

30ページから31ページ中段までが、第1条の改正となります。

30ページの第8条から第13条までは徴収猶予に係る文言の整理で、分割納入の方法、担保を徴収する金額及び期間、申請書提出の期限、申請による換価の猶予期間の申請期間を改正するものです。

附則第10条につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の特例並びに先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の特例を追加するものでございます。新型コロナウイルス及び蔓延防止措置の影響により収入が前年同期と比べて大きく減少する場合、その割合に応じて中小事業者等が所有する事業用の償却資産及び家屋の令和3年度分の固定資産税額を減免するための改正でございます。

31ページをお願いいたします。

附則第10条の2につきましては、先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する減免割合

を規定するものでございます。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長するものでございます。

附則に追加する第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少等の事実がある場合、令和3年1月31日までの地方税においてその納期限から1年以内に限りその徴収を猶予できるとした追加条項でございます。

31ページ中段からが第2条の改正でございます。

附則第10条及び附則第10条の2につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例並びに住宅借入金等特別税額控除の特例が法の条項に追加されたことによる条ずれの措置でございます。

附則に追加する第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の追加条項で、ここに規定されたイベント等の入場料金等払戻請求権の放棄を一定期間に行った場合、寄附金控除の規定を適用される措置でございます。

第26条につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により入居日が遅れた場合など一定の場合に、住宅借入金特別控除税額の適用期限を1年間延長するものでございます。

32ページ附則をお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとし、ただし書としまして、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するものとするものです。

以上、上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第75号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第2、議案第76号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま上程されました議案第76号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書33ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、デジタル手続法により番号利用法、マイナンバー法と呼ばれるものがございますが改正されまして、通知カードが廃止されることに伴い、規定の整理を行うものでございます。

議案書の表をご覧ください。

手数料徴収条例別表、住民基本台帳の項から番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料の項目を削除し、次の表のとおり改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第76号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号及び議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第77号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議案第78号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第77号及び日程第4、議案第78号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま一括上程されました議案第77号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定及び議案第78号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の34ページをお願いいたします。

まず初めに、議案第77号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、感染した被用者に対する傷害手当金の支給に係る規定等を追加するものでございます。

議案書35ページをお願いいたします。

35ページの附則第7項から第9項につきましては、傷病手当金の支給に係る規定の追加措置でございます。対象者につきましては、国民健康保険の被保険者であり、被用者であり、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる人が労務に服す

ることができない場合に支給される傷病手当金でございます。3か月間平均の給与収入日額の3分の2に相当する金額を1日当たりの金額として支給するもので、令和2年1月1日から令和2年9月30日までを適用期間として、入院が継続する場合は最長1年6か月とするものでございます。

35ページの第10項から36ページの第12項が、傷病手当金と給与等の調整に係る規定の追加でございます。支給対象者が給与等の支払いを受けることのできる期間は、傷病手当金を支給しないものとするもので、ただし書で給与等の額が傷病手当金より少ない場合はその差額を支給するものとする規定でございます。

また、傷病手当金で支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するものとする規定でございます。

36ページの附則でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の鏡石町国民健康保険条例附則第7項から第12項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用とするものでございます。

続きまして、議案書37ページをお願いいたします。

次に、議案第78号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

このたびの国民健康保険税条例の改正につきましては、令和元年分の住民税確定申告による所得額と4月1日の算定基準日における国民健康保険被保険者数及び世帯数が確定したことにより、国保税算定に係る案分率の見直しを行い、一部税率の改正を行うものでございます。

主な改正の要点につきましては、所得額、被保険者の確定したことに加えまして、国民健康保険制度の広域化や令和元年度の特別調整交付金の増加により、剰余金が通常より多く見込まれることになりましたことから、税率改正の中で是正を図ることにしたことでございます。

なお、本改正案につきましては、5月12日に国保運営協議会に諮問し、18日の運営協議会で審議され、原案のとおり答申を頂きましたので併せてご報告申し上げます。

38ページをお願いいたします。

改正条文につきましてご説明申し上げます。

まず、医療費に係る第3条第1項における所得割額「100分の5.80」を「100分の5.50」に、同じく第5条における均等割「1万9,700円」を「1万8,400円」に、第5条の2における平等割額「1万4,200円」を「1万3,400円」に改めるものでございます。

次に、後期高齢者支援金に係る第6条における所得割額「100分の2.30」を「100分の

2.20」に、第7条の2における均等割額「7,000円」を「6,400円」に、第7条の3における平等割額「6,000円」を「5,400円」に改めるものでございます。

次に、介護納付金に係る第8条における所得割額「100分の2.00」を「100分の1.90」に、同じく第9条の2における均等割額「8,500円」を「8,300円」に、同じく第9条の3における平等割額「4,500円」を「4,200円」に改めるものでございます。

また、第5条の2、第2号、第3号、第7条の3、第2号、第3号及び第23条の各号における改正につきましては、特定世帯、特定継続世帯、2割、5割、7割軽減適用時の減額などの改正でございます。

39ページをお願いいたします。

附則につきましては、1において施行期日を公布の日から施行するものとし、2において適用区分について、改正後の規定は令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとしたものでございます。

以上、一括上程されました各議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第77号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第79号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第79号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

40ページをお願いいたします。

このたびの鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行され、低所得者の保険料軽減が強化、賦課に係る減額幅の基準が定められたことにより、9段階に区分されている保険料率のうち、令和2年分に限り第1段階から第3段階の保険料利率に係る条例の一部を改正するものであります。

41ページをお願いいたします。

鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例。

鏡石町介護保険条例の一部を次のように改正する。

保険料率を定める第2条第2項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に改め、第1段階の保険料を「2万6,550円」を「2万1,240円」に改めるものでございます。同条第3項中におきましては、第2段階の介護保険料を「4万4,250円」を「3万5,400円」に改めるものでございます。同条第4項におきましては、第3段階の保険料を「5万1,330円」を「4万9,560円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1条で公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和2年4月

1日から適用するものでございます。経過措置としまして、第2条で改正後の鏡石町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） ただいま上程されました鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例等なのですが、一言、質問させていただきます。

大変勉強不足で知らなかったものですから「2万6,550円」を「2万1,240円」に改めるということでございます、第1段階。これを令和2年4月1日から適用するということでございますが、この案件に関してはどういうことでこのように値下げするようになったのか、その点の説明をもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回の改正の理由でございますが、平成31年4月には、令和元年10月の消費税10%の引き上げに伴い、消費税率10%の完全実施までの2分の1の減額幅に実施してまいりました。

このたびの年度満額による消費税の課税につきまして、低所得者への軽減の緩和措置としまして、今回の第1から第3段階の保険料率の減額となったことでございます。

以上、ご答弁申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第79号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号及び議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第80号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第81号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第80号及び日程第7、議案第81号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま一括上程されました議案第80号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第81号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書42ページをお開きください。

初めに、議案第80号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

このたびの条例の改正の主な理由といたしましては、令和2年4月1日施行の民法の一部を改正する法律により、再建法が改正されたこと及び入居要件の緩和のための所要の改正を行うものでございます。

43ページをご覧ください。

条例改正の概要でございますけれども、第4条の改正につきましては、町営住宅の入居募集につきましてホームページや回覧を追加いたしまして、現状に合わせた内容に改正するものでございます。

第6条の改正につきましては、東日本大震災復興特別区域法第19条の公営住宅法等の特例

の記載を追加するものでございます。

第11条の改正につきましては、連帯保証人の条件を町内在住者から県内在住者に要件を緩和するものでございます。

第11条の2を追加いたしまして、民法改正に合わせまして連帯保証人の極度額を入居時家賃の12か月分と明記するものでございます。

第18条の改正につきましては、民法の改正により敷金の内容について修正するもので、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」とする改正でございます。

第20条及び第21条の改正につきましては、民法の改正により入居者の修繕の範囲につきまして、別に定めるものとしまして施行規則にて明記するものでございます。

44ページをお開きください。

第41条の改正につきましては、住宅の明渡し請求について、金銭の請求の金利を法的に修正することと、明渡しまでの申出による明渡しの期限延長ができる特別な事由を追加するものでございます。

附則にあっては、施行日を公布の日としまして、第20条及び第21条の規定は令和2年7月1日から施行するものでございます。

次に、議案第81号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

このたびの条例の改正の主な理由といたしましては、先ほどの町営住宅条例の改正事由と同じく、令和2年4月1日施行の民法の一部を改正する法律により、再建法が改正されたこと及び入居要件緩和のための所要の改正を行うものでございます。

46ページをご覧ください。

条例改正の概要でございますが、第9条の改正につきましては、連帯保証人を2名から1名とする要件緩和のための改正でございます。

第9条の2を追加いたしまして、民法改正に合わせまして、連帯保証人の極度額を入居家賃の12か月分と明記するものでございます。

第15条の改正につきましては、民法の改正により、敷金の内容について修正するものでございまして、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」としまして第2項を追加し、滞納があった場合は敷金を充てることができるとする改正でございます。

第17条の改正につきましては、民法の改正により入居者の修繕の範囲について別に定めるものとしまして、施行規則に明記するものでございます。

第26条の改正につきましては、申出による明渡しの期限延長ができる特別な事由を追加す

るものでございます。

附則にあっては、施行日を公布の日としまして、第17条及び第18条の規定につきまして令和2年7月1日から施行するものでございます。

以上、一括上程されました議案第80号及び議案第81号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ただいまの町営住宅条例の一部を改正する条例の問題で、若干改正部分だけでなく町営住宅の運用に関わるものにもなるかと思いますが、一言お尋ねをしたいと思います。

町営住宅条例の中に、第3条において町営住宅の位置及び戸数ということで明示されて、東町に35戸、前山A棟が24戸、前山B棟が24戸、そしてさらに東町750、751、752、707に2棟の24戸ということがあるので、この町営住宅条例の適用に災害復興住宅も適用されるものと理解していいのかどうか、まず、お尋ねをいたします。

ちょっと私、議員としては8期目になるんですがブランクがあるものですから、この間の経過についてちょっと認識の足りないところもありますのでお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

災害公営住宅に関しましては、先ほど議員のお話があった2つの関係の条例については関係ない、反映するものではないということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 再質問いたしますが、そうしますと、災害復興住宅は町営住宅条例が適用されないという解釈なんですか。総務課長、それはどうなんですか。適用されないの。まず、聞いておきます。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

災害公営住宅につきましては、該当しない、関連しないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の再々質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 条文として、災害町営住宅は次の位置及び戸数ということで決まっているんですけども適用されないということですが、いずれにしても、この住宅の入居に対して私は成田の住民から苦情をいただいております、私は次の議会で一般質問でたゞしますということで約束したんですけども、今回一般質問を手違いがあつて通告がちょっと遅れて出せませんでしたものですから、お尋ねをいたします。

この災害公営住宅に成田の住民が台風第19号の被災によって入居していたと。ところが、いきなり退出を命じられたと。そして、定住促進住宅に、成田から比較的距離も近いので希望したと。ところが、これは皆、平等の抽選になりますということで、その人は家族に寝たきりの老人がいるということで1階を希望したんですが、それはまかりならんということで、入れる民間の住宅に入居したとこういうことがあったという事実は理解していますか。そして、その理由はどういうものだったのかをお尋ねをいたしますし、そういう血の通わない、災害で困窮している住民に対してそういう扱いはいかなものかという指摘をいただきまして、私は議会に出しますということで約束をしたんですけども、そのような経過で一般質問ができなくて、この場で町営住宅の問題と関係があるというふうに思ったのでお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 休議します。

休議 午前10時39分

開議 午前10時39分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の再々質疑にご答弁申し上げます。

大変申し訳ございません。当初、災害公営住宅等についてはこの条例については該当しないということでご答弁させていただきましたが、東町ということで私のほうの勘違いでございまして、この条例につきましては災害公営住宅も該当するというところで訂正をさせていた

できます。大変申し訳ございません。

先ほど、議員さんからもお話がありました中身につきましては、このたびの台風19号関連につきまして、なるべく住民の方にそういう、被災者支援という観点からなるべく町営住宅等につきましては入居し期限を切った中でも、その他個々の状況がある場合については極力その方々の要望にお応えしたいということで対応しているということでご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「答弁になっていないだろう」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 町営住宅条例の一部の改正、その第20条第1項中、それと定住促進の第17条第1項中、これは同じ内容でございますが、先ほどの説明でこの部分を削除して施行規則に明記するというごございましたが、その施行規則は制定したのかどうかと、中身的にはどのようなものか、以前と変わらないかどうかをお尋ねいたします。

〔「答弁になっていないからな」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

施行規則につきましては定めておまして、内容につきましては、その退去に当たってのハウスクリーニング等の中身も中心に定めております。退去時についてのご負担を軽減するという中身が主なものであります。そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「さっきの答弁やり直した。そんなの答弁になるか」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 暫時休議します。

休議 午前10時43分

開議 午前11時08分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま11番、円谷寛君の質疑に対し議会運営委員会を開催しましたところ、このたび上程されました一部改正の上程議案に対し、かけ離れておりますので、執行答弁は行わないことに決しました。

〔「議長、その認識間違っているぞ、お前」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「駄目だ、毎回質問させろというの」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 11番ですが、休議中に町長、副町長に言っておいたんですけども、総務課長をよく教育しておくれというんですよね。やっぱり答弁になっていない答弁をしても3回やったから終わりだなんていうことは、議員を冒瀆していることだからね、これ。最初の答弁なんか完全に間違っていたわけでしょう。災害公営住宅が町営住宅に入っていないだなんて誤った答弁して、それだって1回は1回だなんて。そして終わりの最後の問題だって、全く私の答弁に何ら答えていない。こういう答弁で、3回やったから終わりだなんていうのは、私は聞いていられないからね。そしてこの事実について何ら答弁していないでしょう。無理やり公営住宅に19号の被災者が入居しているのを追い出したのかどうなののかについても全く答弁していない。何にも答弁していない、かけ離れているなんて、議長、あなたも重大な認識だよ。我々の条例が守られるかどうかというのをチェックするのが議会の役目だからな。間違ってるんだから辞めろ、議長失格だ。

○議長（古川文雄君） 暫時休議します。

休議 午前11時09分

開議 午前11時09分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

〔「答弁させろ」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 答弁しようがないじゃないですか。

暫時休議します。

休議 午前11時10分

開議 午前11時10分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〔「討論」の声あり〕

○議長（古川文雄君） まず、原案に反対の討論の発言を許します。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） まず、議長の議会運営について、なってないよ、あんた。何で議会、この条例とかけ離れた質問だっていうのかい。条例が適切に守られているかどうか、監督チェックするのが我々の責任なのだからね。それをかけ離れただなんて何言ってるの。町営住宅の一部である災害住宅から無理やり町民が追い出されているんですよ。そういう事実について、我々がチェックしないでどうするんですか。重大な誤りをあんた犯しているよ。考え方に。そんな答弁なってない、毎回させなさい、総務課長に。全然私の質問に答弁してないよ。1回目は間違った答弁、3回目は全く事実についても触れていない。そんなでたらめな答弁で議会はなめられて駄目だよ。

○議長（古川文雄君） 討論ですか。

〔「なめられているって言うんだ、反省しろ」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ただいまのは討論ですか。

〔「討論だ。答弁させろと言っているんだ」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第80号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第82号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第82号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書47ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び（仮称）健康福祉センターの基本設計及び自主設計並びに駅東口整備事業などの補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,897万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,148万1,000円とするものであります。

第2条は、継続費の補正であります。

議案書の50ページをお願いいたします。

50ページ、第2表、継続費補正、1追加であります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、町総合計画等策定事業、総額2,310万円。令和2年度の年割額が675万4,000円、令和3年度1,634万6,000円であります。

詳細につきましては、54ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 11番の円谷ですが、3点ほど質問したいと思います。

まず、歳出の財産管理費の中の委託料1,276万円、このうちに公用車購入事業として250万円と書いています。どういう車を買うのかということで車種について聞きたい。

2つ目は、その下の17節備品購入費250万円のうち、説明の207番、役場庁舎改修事業の中でエアコンの更新工事1,074万円というのは、何台をどこどこに入れるのかお聞きします。

それから、説明217番、社会資本整備総合交付金事業橋梁長寿命化修繕、これは高速道路に架かっている橋だというんですが、こういう工事を町で入札をしてやるのかどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず第1点なんですけれども、公用車購入費250万円ということでございます。これは17節備品購入費250万円ということございまして、現在のところということで、税務町民課が所有しております公用車の代替えということで、コルトを今、管理しておりますけれどもその代替えということでございます。250万円の計上ということでございます。

あともう一点でございますけれども、庁舎エアコン更新事業ということでございます。これにつきましては、私どものほうとしては2か年の事業計画ということであったんですけれども、このたびのコロナウイルス対策ということで地方創生臨時交付金対象事業ということでございまして、前倒しということで、現時点で更新未済みのものということで、役場庁舎全体のエアコンということで、計上した中身でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

こちらは高速道路に架かります橋でありまして、二タ通橋並びに桜岡橋の落下物の防止柵を今回施工するものでございます。当初では、次年度以降の計画としていたところですが、

腐食が大分ひどい状況でありまして、安全上の保障ができないというふうに判断したことから、今回補正予算を計上いたしまして、この落下物防止柵を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） どうも総務課長の答弁は、大ざっぱ過ぎるな。私は車種をどういう車を買うのかということを知っている。あとエアコンは、何台買うのだということを知っている。どちらも答えていない。もう一回答えてください。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

その公用車の件でございますけれども、税務町民課で管理している公用車ということで、イメージとしましては1,500から2,000ccの間ということで考えております。

あと、庁舎エアコン更新の工事の台数でございますけれども、現時点では21台ということで考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。失礼しました。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ちょっと早いね、見てください。

○議長（古川文雄君） 失礼しました。

○9番（今泉文克君） ただいま補正が出たところでございます。これで2点ほどお尋ねしたいんですが、まず57ページのほうの1点目には駅東の整備取得関係になりますが、整備の業務委託で1,200万円、あと工事ということは、最終的にこれで造りますということ、決まって、それでそれがどんなものができるのかということが、もうあとは工事して造るだけで2,000万円ですよ。そして今度は公有財産購入で1,600万円です、全部いっちゃいますよね。そして、これを見ますと、どのような形あるいは設計の状態、そしてどんなものがここには出来上がってくるのかというふうな明細が出ないうちに、最終、我々のほうに表示される前にもう工事が始まって出来上がるだけですね、ここで今日決まれば。そういうのもっ

ときちんと、我々これでやりますが、これだけの予算かかってやりますがよろしいですかと進むのが手順だと思うんですが、まずそれがおかしいと。よくこの辺の説明を求めるということです。

あとそれから、その次の、仮称とよく呼ばれておりますが健康福祉センターの件ですが、これは駅東の公共用地に造ることは分かっております。それで10億とか12億もかかるんじゃないかというふうなお話までは伺っております。しかし、ここのこの文言で見えていくと、建築確認申請ということはもう建物ができるということが決まっているんですね。何で造るんだか分からないんだけど、木で造るんだか、鉄骨で造るんだか、わらで造るんだか、何だか分からないんだけど、確認申請が出ます。そしてこれの設計業務委託に4,580万円というのがある。これだけの金額が出るということは、もう造る建物の形とか面積とか、それからその構図とか、そういうものが決定しているということですね。これ議会のほうに、これらについて説明はしたんでしょうかね。私の記憶では、ちょっと私が覚えていないんだかもしれないんですが、ないもんですから。

それで、そのほかに、今度は地盤調査はこれは仕方ないでしょうけれども、この設計業務委託ということは最終的な形ですから、審議会とか何かではこれは議論されたんでしょうけれども。これを造っていいかどうかということは、10億、12億のものを造っていいかどうかということは、我々のこの11名に今、委ねられているわけですから、そこを説明しないでこんなふうなことをやっちゃうと、議会は何のためにあるんだか。大阪城の外堀を埋めてしまって、動きが取れなくなってから進んでいますからというのでは、鏡石町議会というのは何のためにやっているんだかというふうなことが正面から聞かれたとき、返事できないんですよ。こんな手順でいいんだかどうか、これは私はちょっと細かい説明ができないんですよ。そんなことでもってこの町のこういう大きい事業が、もうどんどん進んでいっちゃったら大変なことになっちゃいますから、全協か何かでこういうことをもっと我々に説明して、それでちゃんと歩んでいかないと、議案としてぼんとか、予算だけぼんと上げれば通るではまずいと思います。

今回はコロナがあるから、いろんな対応策の予算があるから、私らもこんなことは言いたくはないんですが、こういうふうな大事なことをもっと明細説明して、図面を出して簡単な絵図でいいですから出してやらないと、議会というものが、設計図のこういう部屋がどうなります、鉄骨でどうなります、平屋なのか5階建てなのか分かんないんだけど、そういうものをやっぱり出して、こういうものを造りたいんですがこれで進めていいですかというふうに議会に出すのが、鏡石町のやるべき姿だと思います。

以上、その辺どんなふうにかお伺いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

まず、駅東口の整備でございますけれども、これは前にも、駐車場の整備につきましては昨年JRの用地を買収しました。当初そのこの工事をするわけだったんですが、それが電柱の移転の関係でできませんでした。これは一旦予算を落としました。それで今回、臨時駐車場についてはJR分の用地の部分まで仮設の工事をさせていただきます。

そういう中で、今回、公有財産さらには設計関係、これについては、用地の取得場所については鏡石協業ガスからあと一直線でグリーンロードの直線、これについて用地を取得した中で、そしてこの実施設計の中で全体的な計画をつくってこの将来の駅東口に備えていきたい、その中で仮設と併せて今回上程させていただいたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、（仮称）健康福祉センターについては、これについては以前から度々お話をさせていただいております。

以前、3月の時点でございますけれども、町（仮称）健康福祉センターの基本計画というものを議員の皆様にご説明をさせていただきました。これの今度具体的なものを実施設計としてしていきたい、これについては当然、委員を決めてその中でもしっかり協議をして、そしてこれから設計の中身については議員の皆様にも説明をしながらしていきたいということでの設計業務ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 駅東につきましては、昨年繰越明許になって、そのときの説明がJRとの用地買収がうまくいっていないというふうなお話だったというような。それで、そうなりますと、面積とか単価とかが変わったのかなというふうに、合意したということは、あると思う。だからそれらも、やっぱり幾ら幾らで公有財産として購入することができたと、前からこんなふうに変ったんだということをやっぱり知らせるべきだというふうに思います。そうしないと分かりませんから。

あと、健康福祉センターは今、町長出しましたけれども、現実に図面を出して、我々に何の部屋ができるんだとか、あるいはどのような配置図になるんだとか、そういうふうなことまで、今回この建築確認申請が出るということはそれが決まっているということですよ。それが決まらなと、建築確認が出せないと思うんですよ。それからどのような建物なのか、

そしてそれが鉄骨なのか木造なのかとさっきも言いましたけれども、そういうのが全然、もうちょっと詳しく説明してもらわないと、私らとしては簡単に分からないので、承認するというふうにもなかなかいかないので、再度お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 再質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センター、これについては先ほどもちょっと言いましたように、3月ということでの町の基本計画をお示しをしていただきました。その中でいわゆる概算の整備費ということで、鉄筋の場合に幾ら、鉄骨の場合に幾ら、木造の場合に幾らという、そんなことも示させていただいたし、さらに、この施設に要する、いわゆる入る中身についてはある程度数字的なもの、これに会議室がこれだけとか事務室がこれだけとか、ある程度の面積は説明をさせていただきました。そういう中で、今回、具体的な部分については一緒にこの実施設計の中でそれをしていきたい、完全な自主設計をつくるまでに当然、議員の皆様にもこういった中身にしていきたいということで説明をしながら、しっかりとやっていきたいなというふう

に考えているところです。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

11番、円谷寛君の再々質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 都市建設課長の高速道路の落下防止対策について、私はこういう仕事

が町の指名業者あたりでできるのかどうなのかということを知りたいのですが、それに答弁がない。例えば、私が昔所属した国鉄などは、踏切とかその下に道路を通すとか上に道路を通すとかという場合は、国鉄の指名業者じゃないと工事はできなかったんですよ。だから、そういう高速道路の下とか上の工事をやるのに、町のこういう予算がきて町が業者を指名してそういう仕事ができるのかどうなのかをお尋ねしたいわけでございまして、もう一回答弁をお願いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

こちらは、高速道路に架かります橋の修繕工事でございます。

現在、東日本ネクスコのほうと受託契約を結びまして、こちらの橋梁の工事を実施中でご

ございます。そちらで現在、腐食とかそういったものが発見されたことから、今回新たに東日本ネクスコのほうと契約で実施するものでございます。

〔「指名は」の声あり〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） これは受託契約なので、町と東日本ネクスコのほうとその契約を結んだ中で実施をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第82号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、議案第83号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま上程されました議案第83号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

62ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、今定例会におきまして議決いただきました鏡石町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づいた改正税率により本算定したこと並びに新型コロナウイルス感染症対策に伴う傷病手当金の追加等によるもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ336万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,138万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、68ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（長谷川静男君）** 以上、上程されました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長（古川文雄君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（古川文雄君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（古川文雄君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第83号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（古川文雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎**総務文教常任委員長報告（議案第74号）及び報告に対する質疑、討論、採決**

○**議長（古川文雄君）** 日程第10、議案第74号 鏡石町新型コロナウイルス感染症経済対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） こんにちは、報告申し上げます。

令和2年6月10日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、橋本喜一。

議案審査報告書。

本委員会は、令和2年6月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で報告いたします。

令和2年6月9日、午前9時54分、午前11時08分、委員6名、議会会議室。

説明者。（総務課）、小貫課長、大木副課長、森尾副課長、須賀副課長。

付託件名。議案第74号 鏡石町新型コロナウイルス感染症経済対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について。

審査結果。議案第74号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第74号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（古川文雄君） これより総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第74号 鏡石町新型コロナウイルス感染症経済対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書及び陳情第6号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、総務文教常任委員長より一括報告を求めます。3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） 令和2年6月10日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、橋本喜一。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和2年6月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に報告いたします。

令和2年6月9日、午前9時54分、午前11時08分、委員6名、議会会議室。

説明者。（総務課）、小貫課長、大木副課長、森尾副課長、須賀副課長。

（教育課）、根本課長、緑川副課長、井口主査。

付託件名。陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書、陳情第6号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。

審査結果。陳情第5号は、採択すべきものと決した。陳情第6号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第5号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第6号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

◎会議時間の延長

○議長（古川文雄君）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君）　　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決しました。

○議長（古川文雄君）　　これより、委員長報告に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君）　　質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君）　　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書についての採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君）　　挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第6号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君）　　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

陳情第6号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書についての採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する総務文教常任委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第12、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第13、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第14、議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正の主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大が地域経済に大きな影響を与えているということから、特別職3名の6月期末手当を減額するものでございまして、減額率を町長が50%、副町長が30%、教育長が20%とするものでございます。

2ページをお開きください。

附則に1項を加える内容の改正でありまして、第19項といたしまして第3条第2項で規定している給料月額及びその額に「100分の15」を乗じて得た額の合計額に「100分の167.5」を乗じて得た額を期末手当の額としていたものを、その「100分の167.5」を、町長にあつては50%減額となる「100分の83.75」に、副町長にあつては30%減額となる「100分の117.25」に、教育長にあつては20%減額となる「100分の134」にそれぞれ改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第19項にあつては、令和2年6月1日から適用するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 零時01分

開議 午後 零時02分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（古川文雄君） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加し、日程第15として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加し、日程第15として議題とすることに決しました。

◎意見書案第5号及び意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 令和2年6月10日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

賛成者、鏡石町議会議員、渡辺定己。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第5号。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済状況が不透明さを益々強め、深刻な地方税収の落ち込みも危惧される中で、住民サービスの維持、提供は難しさを増している。加えて福島県は、東日本大震災からの復興も進められる中、去年の台風被害の復旧もままならない状況にあり、県内自治体をますます逼迫させている。

〔「朗読省略」の声あり〕

○3番（橋本喜一君） 省略の声がありましたので。

記。

1、社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかられたい。

2、新型コロナウイルス対策として、政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」は令和2年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、令和3年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保されたい。

3、地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方法であることから、その廃止・縮小を含め検討されたい。

4、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかられたい。

5、令和2年度からの会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保をはかられたい。

6、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直されたい。

7、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的に改善されたい。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証し、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応されたい。

8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を強化し、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じられたい。

9、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立されたい。
令和2年6月10日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様。

内閣官房長官 菅義偉様。

総務大臣 高市早苗様。

財務大臣 麻生太郎様。

経済産業大臣 梶山弘志様。

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当） 北村誠吾様。

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 西村康稔様。

○議長（古川文雄君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

3番、橋本喜一君。

[3 番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） 令和2年6月10日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

賛成者、鏡石町議会議員、渡辺定己。

国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第6号。

国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

東日本大震災から9年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。令和2年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、30億円が予算化されている。

[「朗読省略」 の声あり]

○3番（橋本喜一君） 朗読を省略します。

記。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和3年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和2年6月10日。

鏡石町議会。

復興大臣 田中和徳様。

文部科学大臣 萩生田光一様。

総務大臣 高市早苗様。

財務大臣 麻生太郎様。

○議長（古川文雄君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」 の声あり]

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。意見書案第6号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る4日から本日までの7日間にわたりまして、追加議案を含む全19議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案とお承り承認、同意、議決賜りました。

ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました令和2年度各会計補正予算等により、本町の第5次総合計画の基本理念であります「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けまして全力で取り組んでまいり所存であり、併せまして、このたびの新型コロナウイルス感染症対策についても万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、会期中にいただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

議員各位には、ご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご

精励を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて第4回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時15分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年6月10日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 今 泉 文 克

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 畑 幸 一